

8 東彼杵町条例第 1 1 号

東彼杵町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

東彼杵町町民運動場の設置及び管理に関する条例（昭和56年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
(使用料) 第6条 町民運動場のグラウンド施設等及び照明施設を使用するものは別表に定める使用料を納入しなければならない。 2 (略) 別表				(使用料) 第6条 町民運動場の_____照明施設を使用するものは別表に定める使用料を納入しなければならない。 2 (略) 別表			
名称	対象	金額	備考	名称	対象	金額	備考
町民グラウンド施設使用料	町内の者	1面1時間当たり 300円	ただし、30分を超えて使用する場合には1時間とする	町民グラウンドナイター使用料	町内の者	1面30分当たり 1,050円	ただし、15分を越えて使用する場合は30分とする
	町外の者	1面1時間当たり 600円			町外の者	1面30分当たり 1,570円	
テニスコート施設使用料	町内の者	1面1時間当たり 100円	ただし、30分を超えて使用する場合には1時間とする	テニスコートナイター使用料	町内の者	1面30分当たり 100円	ただし、30分を越えて使用する場合は1時間とする
	町外の者	1面1時間当たり 200円			町外の者	1面30分当たり 300円	
新港グラウンド施設使用料	町内の者	1面1時間当たり 300円	ただし、30分を超えて使用する場合には1時間とする。				
	町外の者	1面1時間当たり 600円					
新港グラウンドゲートボール場施設使用料	町内の者	1面1時間当たり 100円	ただし、30分を超えて使用する場合には1時間とする。				
	町外の者	1面1時間当たり 200円					

大楠運動場施設使用料	町内の者	1面1時間当たり 100円	ただし、30分を超えて使用する場合には1時間とする。
	町外の者	1面1時間当たり 200円	
町民グラウンドナイター使用料	町内の者	1面30分当たり 1,000円	ただし、15分を超えて使用する場合は30分とする
	町外の者	1面30分当たり 2,000円	
テニスコートナイター使用料	町内の者	1面30分当たり 100円	ただし、15分を超えて使用する場合は1時間とする
	町外の者	1面30分当たり 300円	

備考

1 金額は消費税を含む。

2 町内の者とは、東彼杵町内に住所を有する者であること。なお団体においては、その団体の構成員の5割以上が東彼杵町内に住所を有する場合には町内の者とみなす。

備考

金額は消費税を含む。

[新設]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の町民運動場のグラウンド施設等及び照明施設の使用料は、この条例の施行の日以後に使用の許可を行うものについて適用し、同日前に使用の許可を行うものについては、なお従前の例による。